

神奈川県医療施設運営費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県保健医療計画に定める救急医療提供体制の確保を図るため、交付対象者が行う救急医療対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象とする事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 遠隔ICU体制整備促進事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する遠隔ICU体制整備促進事業

(2) 病院救急車活用モデル事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する病院救急車活用モデル事業

(事業者)

第3条 補助の対象とする事業を実施できる者は、別表1の第1欄に掲げる事業区分毎に、第2欄に掲げる者（以下「事業者」という。）とする。

(補助額の算出方法等)

第4条 補助額は、次により算定する。

(1) 遠隔ICU体制整備促進事業

ア 別表2の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表2の第4欄に定める補助率を乗じて得た額（算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。

(2) 病院救急車活用モデル事業

ア 別表2の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表2の第4欄に定める補助率を乗じて得た額（算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。

2 前項の基準額は、医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱に準じるものとし、厚生労働省から新たに当該要綱が示された場合には、必要に応じて、この要綱を改正する。

(申請書の提出)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、第1号様式に必要な書類を添えて、別に定める期日までに提出するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除でき

る部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

- 3 補助金の交付決定を受けた後に、前条第 2 項の要綱改正について通知を受け、既に決定を受けている申請内容を変更する必要があるときは、事業者は第 2 号様式を提出しなければならない。

（暴力団排除）

第 6 条 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 10 条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあっては、代表者又は役員の中に第 1 号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第 1 号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

- 3 知事は、補助事業者が第 1 項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付条件）

第 7 条 規則第 5 条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更（軽微な変更は除く。）する場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、厚生労働省告示「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。
- (9) その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

(変更の承認)

第8条 前条第1号から第3号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、第3号様式に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、第4号様式で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、第5号様式に必要な書類を添えて、事業完了の日から起算して1ヵ月を経過した日（第7条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに知事に報告するものとする。

- 2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、第6号様式により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社及び一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社及び本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第 13 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用が増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は厚生労働省告示「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

2 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(書類の提出部数)

第 14 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は 2 部とする。

(届出事項)

第 15 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

(書類の経由)

第 16 条 規則及びこの要綱の規定により書類を知事に提出する場合は、補助金の所管課を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 31 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 10 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

1 事業区分	2 事業者
遠隔 ICU 体制整備促進事業	厚生労働大臣が適当と認める者
病院救急車活用モデル事業	市町村及びその他厚生労働大臣が適当と認める者

別表 2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
遠隔 ICU 体制整備促進事業	次の(1)から(2)により算出された額の合算額とする。 (1) 支援側医療機関 26,000 千円 + 59,576 千円 × 1 日あたり平均運用時間 / 24 時間 (2) 依頼側医療機関 6,000 千円 ※なお、事業期間が 1 年に満たない場合は、基準額 × 事業月数 / 12 とする。 ※ただし、特定集中治療室遠隔支援加算を算定する医療機関は (2) 依頼側医療機関の対象外とする。	職員基本給 職員諸手当 通信運搬費 雑役務費 社会保険料 委託費（システム運用費、システム保守経費） ※依頼側医療機関の対象経費は、以下の経費に限るものとする。 通信運搬費 雑役務費 委託費（システム保守経費）	2 分の 1
病院救急車活用モデル事業	1 か所あたり 11,253 千円	職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 諸謝金 旅費 印刷製本費 消耗品費 通信運搬費 会議費 備品費（単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）未満の備品に限る。） 借料及び損料 社会保険料 自動車維持費 燃料費 委託費	2 分の 1

第 1 号様式

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名

年度神奈川県医療施設運営費等補助金交付申請書

標記について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- | | | | |
|---|---------------------------|-------------|---|
| 1 | 補助申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 施設の名称 | | |
| 3 | 事業区分 | | |
| 4 | 所要額調書 | 別に定める様式のとおり | |
| 5 | 事業計画書 | 別に定める様式のとおり | |
| 6 | 所要額明細書 | 別に定める様式のとおり | |
| 7 | 添付書類 | | |
| | (1) 基準額算出調書 | | |
| | (2) 歳入歳出予算書（見込書）抄本 | | |
| | (当該補助事業の支出予定額を備考欄に記入すること) | | |
| | (3) その他参考となる資料 | | |

第 1 号様式付表

役員等氏名一覧表

役職名	氏 名	氏名のカナ	生年月日 (大正 T,昭和 S,平成 H,令和 R)	性別 (男・女)	住 所

年 月 日現在

記載された全ての者は、申請者、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

法人（団体）名
代表者氏名

- (注) (1) 補助事業者が個人の場合、申請者について記載
 (2) 補助事業者が法人の場合、代表者及び全ての役員について記載
 (3) 補助事業者が法人格を持たない団体の場合、当該団体の代表者について記載

第2号様式

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名

年度神奈川県医療施設運営費等補助金変更交付申請書

年 月 日付け 号をもって交付決定を受けた標記補助金に係る事業を次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

- | | | | |
|---|---------|---|---|
| 1 | 変更交付申請額 | 金 | 円 |
| | 既交付決定額 | | 円 |
| | 増 減 額 | | 円 |
- 2 施設の名称
- 3 事業区分
- 4 所要額調書（変更後） （別に定める様式のとおり）
- 5 事業計画書（変更後） （別に定める様式のとおり）
- 6 所要額明細書（変更後） （別に定める様式のとおり）
- 7 添付書類
- （1）基準額算出調書
 - （2）歳入歳出予算書（見込書）抄本
（当該補助事業の支出予定額を備考欄に記入すること）
 - （3）その他参考となる資料

第3号様式

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名

年度神奈川県医療施設運営費等補助金変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 号をもって交付決定を受けた標記補助金に係る事業を次のとおり変更（中止、廃止）の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止、廃止）の内容

事業の内容	変更（中止、廃止）前	変更（中止、廃止）後

2 変更（中止、廃止）の理由

第 4 号様式

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名

年度神奈川県医療施設運営費等補助金事業実施状況報告書

年 月 日に依頼のありました標記補助金につきまして、神奈川県医療施設運営費等補助金交付要綱第 10 条に基づき、年 月 日現在の補助事業の遂行状況について報告します。

- 1 補助事業の執行状況
- 2 補助事業の経費の執行状況
- 3 添付書類 (別に定める様式のとおり)

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名

年度神奈川県医療施設運営費等補助金の事業実績報告書

年 月 日付け 号をもって交付決定を受けた標記補助金に係る補助事業の事業実績を、次のとおり報告します。

- 1 補助精算額 金 円
- 2 施設の名称
- 3 事業区分
- 4 精算額調書 (別に定める様式のとおり)
- 5 事業実績報告書 (別に定める様式のとおり)
- 6 精算額明細書 (別に定める様式のとおり)
- 7 添付書類
 - (1) 基準額算出調書
 - (2) 歳入歳出決算書抄本
 - (3) その他参考となる資料

第 6 号様式

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた神奈川県医療施設運営費等補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。

1 施設の名称

2 事業区分

3 補助金の額の確定額又は事業実績報告額

金 円

4 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返還相当額）

金 円

5 添付書類

4 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等